

令和7年10月16日

「消費者物価指数2025年基準改定計画（案）」についての意見募集の結果

総務省は、「消費者物価指数2025年基準改定計画（案）」について、令和7年7月31日（木）から同年9月5日（金）までの間、意見募集を行ったところ、11件の御意見を頂きましたので、提出された御意見及びそれに対する総務省の考え方を公表します。

1 経緯等

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定することを目的として、我が国では昭和21年（1946年）8月に作成を開始して以来、毎月作成・公表しています。

同指数は、一定の周期で指数の基準年次を更新する基準改定を行い、採用する品目やウェイトなどの見直しを行っています。

令和8年（2026年）に予定している同指数の第17次の改定（現行の2020年基準から2025年基準への移行）に向け、改定の主な内容及び指数作成上の基本方針を「消費者物価指数2025年基準改定計画（案）」（以下「基準改定計画案」という。）として取りまとめ、その基準改定計画案についての意見募集を行いました。

2 意見募集の結果

令和7年7月31日（木）から同年9月5日（金）までの間、意見募集を行った結果、基準改定計画案に対する御意見を11件頂きました。頂いた御意見及び御意見に対する総務省の考え方は別紙のとおりです。

3 今後のスケジュール（予定）

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、本年中に消費者物価指数2025年基準改定計画を決定し、その後、2025年基準指数への切替えを行う予定です。なお、2025年基準指数への切替えは、令和8年（2026年）の消費者物価指数7月分（全国）の公表時を予定しています。

連絡先

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室
品質解析第一係・物価解析第一係

担当：課長補佐 大島
品質解析第一係長 高谷
物価解析第一係長 高橋

電話：03-5273-1175（直通）

E-mail：cpi.2025_atmark_soumu.go.jp

(注)迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

「消費者物価指数2025年基準改定計画（案）」に対して提出された御意見及び総務省の考え方
（令和7年7月31日～同年9月5日意見募集）

No.	提出者	該当箇所	提出された御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	1頁 2. (2) 品目の改定	大分類「交通・通信」のうち中分類「自動車等関係費」のうち小分類「自動車等維持」について、近年において電気自動車や水素自動車が多く普及してきたことから「充電料」「充填料」も新規の項目として加えるべきではないか。 ガソリンはあるのに電気や水素がないのは不相当だと考える。	調査品目の選定については、以下のi～iiiに掲げる基準により判断することとし、原則として、全ての基準に該当する品目を調査品目としています。また、i～iiiの基準に1つでも該当しなくなった調査品目は廃止することとしています。 御指摘の「充電料」や「充填料」について、今後、同基準を満たした際は、追加品目としての採用を検討いたします。 品目の選定基準（抜粋） i) 家計消費支出上、重要度の高い品目 「重要度」が高いとは、直近の家計調査の家計簿の記入内容を分析して特別集計を行った結果、家計消費支出に占める割合が、原則として1万分の1以上である場合をいう。 ii) 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目 「中分類指数」※は、消費者物価指数の中分類指数を指す。 iii) 円滑な価格取集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目 「円滑な価格取集が可能」とは、当該品目を取り扱っている店舗が全国的に存在しており、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能な状態をいう。「価格変化を的確に把握できる」とは、前段の状態に加え、当該品目について、全国的に同品質のものの価格変化を把握できることをいう。 ※ 消費者物価指数の中分類指数は参考2「消費者物価指数の2025年基準改定に向けて」の別紙9（22～27頁）に掲載しております。 https://www.stat.go.jp/info/guide/public/cpi/pdf/250730_4.pdf	無
2	個人		一般外食についてピザだけ（配達）としているが、近年の消費動向としてウーバーイーツ等のフードデリバリーは一般化しており、外食と配達の別について見直す必要があるのではないか。	現在、「一般外食」分類について、「ピザ（配達）」のみが配達型の品目となりますが、今後、一般外食品目内でピザと同様に配達の手段が一般的な品目が出てきた折には、No.1の御意見に対する総務省の考え方のおおりに、品目の選定基準に沿って「調査品目」の選定及び廃止を行います。	無
3	個人		ウェブコンテンツ利用料について、月額課金等のサブスク等を想定したものと解すが、YOUTUBEのスーパーチャットなど、配信に対しての課金についても調査すべきでないか。	「ウェブコンテンツ利用料」については、音楽配信、動画配信、携帯用ソフト配信（アプリ）及び電子書籍の分野から、代表的な商品を複数選定し、価格指数を作成しています。 御指摘の「YOUTUBEのスーパーチャットなど、配信に対しての課金」については、支払う費用と受ける対価の関係が必ずしも明確ではないことや所得移転の性格があることから、寄付金や贈与金などと同様に、消費者物価指数の対象外となる支出と考えております。	無

No.	提出者	該当箇所	提出された御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
4	個人		玩具について、ゲームソフトは買い切り型のハードソフトを想定しているものと解すが、近年においてソーシャルゲームなど都度課金型のゲームは市場にあふれており、それらについても調査対象とすべきでないか。	「ゲームソフト」については、買い切り型（家庭用ゲーム機（据置型）用ソフト、Nintendo Switch専用、限定版は除く）を調査していません。 一方で、御指摘の「都度課金型のゲーム」に関しては、そのゲーム内のアイテムが、価格は同一のまま、セット売りや効果の範囲を変更することがあるなど、同品質のサービスを継続的に調査していくことが困難など品目の選定基準を満たさないため、調査しておりません。	無
5	個人		ヘッドホン・イヤホンについて有線と無線で価格差が大きいと、イヤホンA※有線、イヤホンB※無線のように分けるべきではないか。	「ヘッドホン・イヤホン」については、近年の市場動向を踏まえ、ワイヤレス（無線）イヤホンを代表的な商品として調査しています。 今後、有線イヤホンが、No.1の御意見に対する総務省の考え方で示しました品目の選定基準を満たした場合は、品目追加としての採用を検討いたします。	無
6	個人		<ul style="list-style-type: none"> ・塩さばに関してはあえて追加する必要性が見いだせないから、追加項目から削除すべきである。 ・煮干しは今もなお家庭で汁物等の出汁を取るのに広く用いられているから、調査項目から削除すべきでない。 ・はくさい漬について、確かに塩漬はあまり食べられなくなったが、キムチ（唐辛子漬）は昔と比べて多く購入されるようになっている。そのため、調査項目から削除するのではなく、「キムチ」に名称変更すべきである。 ・名称を変更する調査項目のうち、「男子用学校制服」と「女子用学校制服」に関しては、高校生以下の生徒に関しては「男子（女子）生徒」という言い回しが現代においても普通に用いられていることから、変更すべきでない。 	<p>「塩さば」の追加、「煮干し」の廃止については、No.1の御意見に対する総務省の考え方のおおりに、品目の選定基準に沿って「調査品目」を選定及び廃止しています。</p> <p>「キムチ」については、消費者物価指数品目の既存品目として設定しており、「はくさい漬」とは別に調査しております。</p> <p>「男子用学校制服」と「女子用学校制服」については、家計調査収支項目分類の改定※及び小売物価統計調査規則※に併せて、名称の変更を行うものです。</p> <p>※ 総務省統計局の以下のホームページ等に詳細を掲載しております。 <ul style="list-style-type: none"> ・家計調査の収支項目分類の改定について（2025年（令和7年）1月分より） https://www.stat.go.jp/data/kakei/change2025.html ・小売物価統計調査規則 https://laws.e-gov.go.jp/law/357M50000002006/ </p>	無

No.	提出者	該当箇所	提出された御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
7	個人		<p>1. ノンアルコールビールを炭酸飲料Cに名称を変更するのはなぜ？名称変更でむしろ品目がわかりにくくなるのではないか。</p> <p>2. サッカー観戦料や振込手数料を品目から外すのはなぜ？</p> <p>3. 四半期平均を廃止するメリットはあるのか？</p> <p>特に1. と2. は素案からの撤回を求める。</p>	<p>「ノンアルコールビール」に関して、1つの家計調査品目を複数の指数品目に分割する品目については、従来から、原則、品目名にA、B、C等を付与する運用を行っております。「炭酸飲料C」は、ノンアルコール飲料全体を代表する品目として設定しており、仮に調査品目名を「ノンアルコールビール」のままですと消費者物価指数の品目概念を狭めて認識されるおそれもあり得ることから、「炭酸飲料C」への名称変更は適切と考えます。</p> <p>「サッカー観戦料」及び「振込手数料」については、No.1の御意見に対する総務省の考え方とおり、品目の選定基準に沿って「調査品目」を廃止しています。</p> <p>四半期平均の廃止については、利用者の利用性向上の観点から、全国指数に加えて、2025年基準から東京都区部の指数においても、小数第3位までの品目別価格指数を参考値として公表すること等、公表系列の充実を図ることと併せて、公表業務の効率化の観点から廃止することとしました。</p>	無
8	個人	2頁 2. (4)モデル式の改定	<p>「持家の帰属家賃のウェイトの推計方法」については、空家率（特に「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」）を考慮するように修正すべきである。</p> <p>放置状態にある空き家は、実際には「設備修繕・維持」が行われていないことが殆どなのであるから、帰属家賃において「設備修繕・維持」相当分を帰属家賃から控除することは適切ではない。</p>	<p>「持家の帰属家賃のウェイトの推計方法」においても用いられる「持家の帰属家賃」については、住宅・土地統計調査、全国家計構造調査及び消費者物価指数の「民営家賃」を使用して推計しますが、空き家については除外したデータを用いています。</p> <p>よって、「設備修繕・維持」相当分について、持家の帰属家賃から除外することは適切と考えます。</p>	無
9	個人	2頁 3. (1)調査銘柄の常時見直し	<p>加工食品、とりわけ製造日から消費期限（賞味期限）までの日もちの長い品目を調査していただけますようお願い申し上げます。</p> <p>理由は、近年、値上げする品目が多いです。</p> <p>加工食品は、値上げ前に購入して、転売で利益を出せると思われます。</p> <p>製造（もしくは発行）から1年間を経過しない品目について、”販売金額よりも高額な価格設定にて、”オークションフリマのサイト等での転売を禁止する法律をつくってほしいです。</p> <p>転売で利益が出ることで、物価上昇を招いていると考えられます。</p> <p>物価上昇について、対策を講じていただけますよう、お願い申し上げます。</p>	<p>調査銘柄については、消費者物価指数の精度の向上、家計消費支出上の重要度、価格調査のしやすさなどを総合的に勘案し、必要な調査銘柄の変更（銘柄改正）を適時適切に行っております。</p>	無

No.	提出者	該当箇所	提出された御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
10	個人	3頁 3. (2) 品目調整 の適切な 実施	価格を据え置きながら内容量を減らすシュリンクフレージョンが横行していることから、これに対応して消費者物価指数を算定すべき。	消費者物価指数では、特定の商品について、その内容量が変更された場合は、その変化が指数に反映されるよう、容量比による換算などの品質調整を適切に行っています。	無
11	個人	3頁 3. (2) 品目調整 の適切な 実施	<p>貸家の家賃の品質調整について、2025年基準CPIから少なくとも参考系列としての掲載を強く希望します。可能なら本系列においても採用するのが良いと考えます。</p> <p>品質調整に様々な理論的、実証的課題があるとして、2025年に関しては見送りとのことですが、すでに総務省による品質調整の分析によれば、調整すると前年比で0.7%pt程度押し上げになることから、調整の有無は相当に大きいと言えます。</p> <p>日銀が基調的物価上昇率の参考指標の一つとして参照するサービス価格のうち、家賃の占める割合は相当大きく、サービス価格全体を大きく左右しています。品質調整がなされないことで、実際の基調的物価上昇率を過小評価する可能性があります。</p> <p>指摘の通り調整には課題があるとは思いますが、何も調整しないことによって本質的な価格上昇率から乖離するリスクやコストは考えなくて良いのでしょうか。適宜修正していくという前提のもとで、試行錯誤しながらも品質調整系列を少なくとも参考系列として公表、あるいは本系列に採用する方が、政策立案者や民間のマクロ経済分析に寄与すると思います。また、公表することで初めて活発な議論がなされ、より良い指数作成につながるのではないのでしょうか。</p> <p>是非とも検討よろしくをお願いします。</p>	<p>家賃の品質調整については、2021年1月の統計委員会（第25回国民経済計算体系的整備部会）において、2018年住宅・土地統計調査のデータを用いた分析結果等を報告しています。※1</p> <p>また、過去の分析結果や統計委員会の指摘を踏まえ、ユーザーによって簡単に経年変化調整後の指数を算出可能とするなど、各種の試算・分析に資するよう、分析結果を取りまとめた文書を総務省統計局ホームページ上で令和3年8月に公表しております。※2</p> <p>家賃の品質調整については、消費者物価指数における家賃指数の重要性に鑑み、今後、実証的な研究分析と十分な検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>※1 総務省の以下のホームページに分析結果を掲載しております。 統計委員会 第25回国民経済計算体系的整備部会 資料2 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html</p> <p>※2 総務省統計局の以下のホームページに詳細を掲載しております。 ・消費者物価指数における民営家賃の経年変化の調整方法 https://www.stat.go.jp/data/cpi/8.html</p>	無

○提出御意見数：11件

※提出御意見数は、御意見提出者数としています。